

議案第58号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月25日提出

南房総市長 石 井 裕

記

1 公の施設の名称

南房総市白井農作業準備休憩施設

2 指定管理者となる団体の名称

米澤実行組合

3 指定管理者となる団体の所在地

南房総市吉沢甲638番地3

4 指定の期間

令和7年10月1日から令和11年9月30日まで

議案第 58 号 指定管理者の指定について

農林水産部 農林水産課

1 指定管理者に行わせる施設の概要

(1) 施設名称	南房総市白井農作業準備休憩施設
(2) 設置条例	南房総市農作業準備休憩施設の設置及び管理に関する条例
(3) 設置目的	中山間地域の活性化と生活改善の向上及び福祉の増進を図るために設置
(4) 現在の管理形態	指定管理

2 指定管理者に行わせる業務

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設等の維持保全に関する業務
- (3) その他必要な業務

3 指定管理候補者の概要

名 称	米澤実行組合
所 在 地	南房総市吉沢甲 6 3 8 番地 3
代 表 者 名	組合長 池田 富夫
設立年月日	不明
組 合 員 数	2 3 人 <令和 7 年 4 月現在>
事 業 概 要	白井農作業準備休憩施設の管理、運営 地区の事業

4 指定管理候補者が示した事業計画の概要

施 設 名	南房総市白井農作業準備休憩施設		
団体名称	米澤実行組合		
代表者名	組合長 池田 富夫	設立年月日	不明
所 在 地	南房総市吉沢甲 6 3 8 番地 3		
電話番号	0470-58-0701		
1 管理運営の基本方針 (1) 南房総市白井農作業準備休憩施設の現状に対する考え方 平成 17 年 3 月建設ということで、施設自体の経年劣化も目立たず、外観、内観ともに申し分ない環境となっています。また、農作業準備休憩施設として、充実した備品が備えてあり、地区では欠かせないものと考えます。施設の利用頻度、利用者を増やすには、施設の現状を踏まえたうえでの創意工夫が必要であると考えます。 (2) 南房総市白井農作業準備休憩施設の将来の展望又は有効な利活用について 農作業準備休憩施設を利用した、祭礼保存会、米澤組合総会や主婦の会事業等の開催により地域の交流の場とし、地域の活性化を図ることにより利用率の向上に努めます。			
2 施設の管理運営 (1) 住民の平等な利用の確保 南房総市民、南房総市内の団体を範囲とし、使用に際しては予約制とします。 (2) 利用者の増加を図るための方策 ① 組合からの広報活動 ② 活動計画の設定 ③ 団体、会社等の組織的参加の啓発 (3) 施設の維持管理計画 施設の維持管理については、定期的に施設・設備の保守点検を実施し、衛生管理、			

施設の屋外管理を適切に行い、安全で清潔な状況を保つようにします。

必要に応じ外部委託等により処理します。

施設の修繕は、出来る限り早めに処置し結果的に経費の節減になるよう対応します。
利用者には、使用した部屋、機器等は必ず清掃を行い、次の利用者が気持ちよく使用できるように指導します。

(4) 住民サービスの向上のための方策

計画的利用を考え予約制とし、利用者が安心して利用できる状態を保つようにします。

(5) トラブルや苦情の未然防止と処理方法

施設の利用者の安全や管理運営に支障のないようにします。

利用者の安全確保のための取り組みとしては、利用者のトラブルや苦情等の情報を確実に捉え、迅速に処理を行うとともに再発防止を図ります。

3 自主事業計画

令和7年度以降事業計画

内 容	実施時期・回数
米澤組合の総会・役員会	適時
主婦の会	適時
祭礼保存会	適時

令和8年度以降も同様に計画します。

4 個人情報の保護のための方策

施設利用者の個人情報の管理に十分注意し、外部に漏洩しない取り組みをします。

①利用者から提供された個人情報は、サービスや情報提供及び運営に係る正当な目的の為にのみ使用します。

②利用者から提供された個人情報は、業務上正当な理由による場合を除き、第三者への提供はしません。

③個人情報の保護に関する法律により、適正な保護に努めます。

5 施設利用者に対する安全管理等の危機管理対策

(1) 防犯、防災の対策

施設には、常に施錠をし、施設使用後は必ず利用者に火気等の確認、施設の施錠を行うよう啓発していきます。

なお、緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、市をはじめ関係機関に通報します。

(2) 自然災害等が発生したときの対応

緊急時の連絡網を確立するとともに、利用者に対する避難誘導及び関係機関への通報を行います。

【緊急体制図】

第一避難場所 白井農作業準備休憩施設

第二避難場所 吉沢区民センター

6 地域振興を図るための方策

農作業準備休憩施設を利用した地区の総会等の開催により地域の交流の場とし、地域の活性化を図ることにより利用率の向上に努め中山間地域の活性化と生活改善の向上及び福祉の増進を図ります。

7 運営体制計画及び組織

(1) 職員の配置

施設を利用するための申請書の受付、鍵の貸出など、利用者の利便性が損なわれなようにするために、施設の管理部署を設置し、利便性の向上や管理運営に支障のないようにします。

(2) 人材育成方針

業務の効率的な運営に取り組むため、人材育成の研修会を実施します。

8 管理運営費計画

施設の管理運営を行うために要する経費は、地区の戸別集金や粃摺機、精米機の使用料の収入を充てます。(光熱水費、保守管理費、事業費等)

令和7年度

ア 収入計画 (税込み)

	金額 (円)	備 考
前年度繰越金	847,006	(組合 163,856 円＋夢館管理委員会 683,150 円)
その他収入	190,994	農家組合運営費、粃摺機利用料、管理組合運営費、利息 (組合 5,994 円＋夢館管理委員会 185,000 円)
合計	1,038,000	(組合 169,850 円＋夢館管理委員会 868,150 円)

イ 支出計画 (税込み)

項目	金額 (円)	備 考
電気代	150,000	夢館管理委員会 150,000 円
ガス代	100,000	夢館管理委員会 100,000 円
水道代	100,000	夢館管理委員会 100,000 円
修繕費	150,000	夢館管理委員会 150,000 円
保険代	50,000	夢館管理委員会 50,000 円
消耗品費等	150,000	(組合 10,000 円＋夢館管理委員会 140,000 円)
予備費	338,000	夢館管理委員会 338,000 円
合計	1,038,000	(組合 10,000 円＋夢館管理委員会 1,028,000 円)

令和8年度以降は、事業計画や光熱水費の推移などを考慮し収支計画を作成します。

9 その他

(1) 環境への配慮

周辺の環境整備として、植栽管理を行います。

定期的に施設周辺の草刈り管理を実施します。

ごみ処理については、所定の方法により確実に処理するものとします。

電気、ガスなどは必要以上に使用しないよう心がけコスト削減とCO₂削減に努力します。

5 選定経過の概要

(1) 選定委員会開催日	第1回：令和7年5月14日（水） 第2回：令和7年6月 3日（火）
(2) 選定委員	農林水産部長、総務部企画財政課長、農林水産部地域資源再生課長、農業委員会事務局長、農林水産部農林水産課長
(3) 選定の理由	米澤実行組合は、本施設の開設直後から20年間にわたり管理運営してきた実績を持ち、他の団体に変わってサービスが低下するというリスクや利用者の利便性などを考慮して、信頼のある米澤実行組合に引き続き指定管理候補者として選定した。